

館林市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度公の施設における指定管理者監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月27日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

館監第327002号
令和5年2月27日

館林市長 多田善宏様
館林市議会議長 権田昌弘様

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

公の施設における指定管理者監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設における指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

公の施設における指定管理者監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に規定する公の施設における指定管理者監査

3 監査の対象

- (1) 対象施設 館林市障がい者総合支援センター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
- (3) 所管部局 保健福祉部社会福祉課
- (4) 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 指定管理委託料 令和3年度 81,036,000円（年度協定額）
- (6) 指定管理業務の範囲
 - ア 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業
 - イ 地域活動支援センター事業
 - ウ 児童発達支援事業
 - エ 放課後等デイサービス事業
 - オ 障がいに関する相談支援事業
 - カ 給食事業
 - キ 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的達成に必要な事業

4 監査の実施期間

令和4年11月30日から令和5年2月21日まで

5 監査の着眼点

公の施設の管理に係る出納その他事務の執行が関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかについて、次の点に留意した。

(1) 指定管理者

- ア 施設は関係法令、協定書等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- ウ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか

(2) 所管部局

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、関係法令及び条例等に根拠をおいているか
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか、
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか

6 監査の実施内容

公の施設の管理に関する協定書、事業計画書、事業報告書等あらかじめ提出を求めた関係書類等及び監査調書に基づき、事前に関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び所管課長から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

7 監査の結果

(1) 指定管理者

公の施設の管理・運営に係る事務処理等については、関係法令、協定書等に基づき概ね適正に執行されていると認められた。しかしながら、協定書等に基づく事務処理の一部に不備があり、改善を要する事項が見受けられた。

基本協定書等に基づき、適正な管理・運営に努められたい。

(2) 所管部局

指定管理者の指定については、関係法令、条例等に基づき概ね適正に執行されていると認められた。しかしながら、関係書類を調査した結果、協定書等に基づく事務処理の一部に不備があり、改善を要する事項が見受けられた。

関係法令や条例、協定書等の確認を徹底し、適正な事務処理に努められたい。

なお、事務処理上、軽微な指摘及び留意すべき事項については口頭で指示したので記述は省略した。